

神石高原町地域医療体制検討支援業務委託仕様書

1 件名

神石高原町地域医療体制検討支援業務委託

2 趣旨・目的

本町においては、高齢化の進行などにより医療需要の増加が見込まれ、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図り、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保していくことが今後ますます重要となる。令和5年度に開催した「神石高原町立病院協議会」（以下「委員会」という。）においても、様々な課題について指摘されたところである。

本業務は、本町内の医療機関等の現況調査及び住民から意見聴取を行い、課題を整理するとともに、医療体制の在り方や連携方策等、複数の解決策を検討することで、医療の効率や質を向上させることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

①環境分析調査

(1) アンケート調査

①地域医療及び在宅医療に関するアンケート素案を作成

②アンケート集約、分析

(2) 先進事例に関する調査

①他自治体による医療分野における先進的な取り組み事例調査

②オンライン診療の普及促進のための実態調査

(3) 在宅医療の需要・必要資源量の将来推計の作成

本業務のヒアリング調査結果や現状分析・課題抽出結果等を踏まえ、2040年を展望した神石高原町の在宅医療の需要量や必要資源量等の将来推計を算定し、持続可能な在宅医療提供体制の構築に向けての検討等を行うための参考資料・データを作成

②運営状況調査

(1) ヒアリング調査

ア 対象

神石高原町内の医療機関等で在宅医療を提供する医師・看護師等

イ ヒアリング項目

他機関・多職種との連携状況、個別事案での優良事例、苦勞・工夫している点等

ウ 内容

ヒアリング対象者との日程・会場調整、ヒアリング実施、議事録作成、要点整理

③課題の抽出及び施策の立案

上記①及び②で作成したデータを集計・分析し、本町の地域医療、在宅医療の課題を抽出する。その上で、その課題を解決する施策を立案する。

④ アクションプランの作成

③により立案された施策の実行計画を作成する。

⑤アクションプランによる収支計画

④のアクションプランを実行する際の収支計画を作成する。

5 成果品の提供

成果品の電子データは、CD-R に記録して納品すること。その際、パスワード等で保護するとともに、ウイルスチェックを行うこと。また、製本された報告書（10部）もあわせて納品すること。

6 業務完了報告書の提出

受注者は、業務完了後、業務完了報告書を作成し、前項の成果品等とあわせて発注者に提出すること。

7 業務完了報告書及び成果品等の提出先

神石高原町役場 健康衛生課（広島県神石郡神石高原町小島 1701）

8 全体スケジュール（予定）

時期	内容
契約締結日～令和6年9月末	環境分析調査、運営状況調査
令和6年10月～12月下旬	アクションプラン作成、収支計画（概算）
令和7年1月～令和7年2月末	収支計画（詳細）
令和7年3月31日まで	業務完了報告書、成果品等の提出

※上記は目安であり、実際のスケジュールは発注者の指示に従うものとする。

9 委託金額

(1) 対象経費

本業務の履行に必要な経費（スタッフ人件費、交通費、通信費、運搬費、消耗品費、運営管理費など）。ただし、入力に必要な PC 等の機器の準備に要する費用は本委託契約の対象外とする。

(2) 支払い

業務完了報告書及び成果品等の提出物を確認、検収の上、履行確認後一括払いとする。

10 その他

(1) 成果品及び調査票等一切の著作権及び所有権は発注者に帰属するものとする。

(2) 本業務の実施にあたり、発注者から提供されたデータの複製・転載を禁止する。また業務で知り得た情報及びデータは、業務完了後全て破棄すること。

(3) 業務計画書を作成し発注者に提出の上、進捗管理を行うこと。また、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに発注者に報告し、再調整を行うこと。

(4) 本件の受注にあたり、知り得た事実は外部に漏らしてはならない。本契約完了後も同様とする。

(5) 受注者は、本業務の履行にあたっては、発注者と打ち合わせを十分に行うとともに、関係法令を遵守し、誠実に対応すること。

(6) 本業務の実施に関して疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、神石高原町契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については発注者と受注者の

両者において協議し定めるものとする。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

(7) 発注者は、受注者が、以下のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

キ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 前号の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(9) 前号の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。